

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
  - (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
  - (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
- 2 条例第11条第4項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
  - (2) 居室
    - ア 1の居室に入所させる人員は、原則として4人以下とすること。
    - イ 入所者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、おおむね4.95平方メートル以上とすること。
    - ウ 主要な出入口は、避難上有効な空地、共同廊下又は広間に直面して設けること。
    - エ 寝具を収納するための押入れその他の設備のほか、各人ごとに身の回り品を収納することができる収納設備を設けること。ただし、寝台を設けてある場合においては、寝具を収納するための設備は、設けることを要しないこと。
  - (3) 医務室 入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機械器具を備えること。
  - (4) 食堂及び調理室 食器、調理器具等の消毒その他食堂及び調理室を常に清潔を保持するために必要な措置を講じなければならないこと。
  - (5) その他の設備
    - ア 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
    - イ 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
- (給付金として支払を受けた金銭の管理)

**第3条** 条例第15条に規定する規則で定める給付金は、婦人保護施設の設備及び運営に関する基準第十四条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金（平成23年厚生労働省告示第376号）に規定する給付金とする。

- 2 条例第15条に規定する規則で定める金銭の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。
- (1) 当該入所者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「入所者に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。
  - (2) 入所者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
  - (3) 入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。
  - (4) 当該入所者が退所した場合には、速やかに、入所者に係る金銭を当該入所者に取得させること。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成23年6月17日前から引き続き在する婦人保護施設の建物（同日において建築中のものを含み、同日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）に係る第2条第2項第2号の規定の適用については、同号イ中「4.95平方メートル」とあるのは、「3.3平方メートル」とする。

沖縄県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成25年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第54号

沖縄県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、沖縄県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年沖縄県条例第87号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(記録の整備)

**第3条** 条例第7条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第6条に規定するサービス提供日、内容その他必要な事項
- (2) 条例第18条第2項に規定する苦情の内容等
- (3) 条例第19条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置

(設備の基準)

**第4条** 条例第9条の規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等ができる場所 必要な設備及び備品等を備えること。
- (2) 便所 利用者の特性に応じたものであること。

(職員の配置の基準)

**第5条** 条例第10条第1項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 施設長 1人
- (2) 指導員 2人以上

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

---

沖縄県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成25年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第55号

沖縄県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、沖縄県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年沖縄県条例第88号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(構造設備)

**第3条** 条例第4条第3項の規則で定める福祉ホームの建物は、次の各号のいずれかに該当する木造かつ平屋建ての建物とする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

(記録の整備)

**第4条** 条例第8条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第7条に規定するサービスの提供日、内容その他の必要な事項